

平成29年

第9回教育委員会会議  
報告

秋田県教育委員会

## 報告第6号

### 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

教育庁等職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求める。

平成29年5月25日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

#### 理 由

教育庁等職員の任免については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定において教育委員会の議決事項とされているが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

## 専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教育庁職員の任免について専決処分を行う。

平成29年5月11日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

職員の任免について、次のとおり発令する。

(平成29年5月12日付け)

現 在 職	氏 名
秋田市教育委員会教育次長	佐藤 孝哉

義務教育課主幹を命ずる

義務教育課主任管理主事を兼ねて命ずる

(平成29年5月12日付け)

平成29年5月12日現在職	氏 名
義務教育課主幹	佐藤 孝哉

義務教育課主任管理主事兼任を免ずる

本職を免ずる